

「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」改正に関する意見募集開始

対象	DB	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- 11月22日、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて（以下、DB運用ガイドライン）」改正に関する意見募集（※1）が開始されました。
- 2023年12月13日に公表された「資産運用立国実現プラン」で明記された、アセットオーナーの機能強化のための「資産運用力の向上」に関して、以下見直し、追加が行われます。

＜改正内容＞

1. 「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」における「誠実公正義務」は、DB運用ガイドラインの「善管注意義務」「忠実義務」を履行することであることを記載
2. スチュワードシップ活動として「協働モニタリング」への参画が考えられる旨が追加
3. 運用受託機関の定期的な評価と見直しを行うことが望ましい旨が追加
4. 加入者の利益に資するために、取組状況等をホームページ等で一般に開示するなどの対応が考えられる旨が追加
5. 専門性の確保・向上として、適切な資質を持った人材を計画的に登用・配置・育成することが望ましい旨が追加。
6. アセットオーナー・プリンシプルの受入れ検討が望ましい旨が追加

※1 [「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン改正案に関する御意見の募集について」](#)

＜意見募集期限＞ 2024年12月21日

改正案の内容

項目	現行	ガイドラインの改正内容(案)
3-(1) 事業主及び 基金理事の 一般的義務	①法令上の義務 (善管注意義務) (忠実義務)	【追加】(注)として以下の文言を追加 ・(注)金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律において規定される誠実公正義務(第2条)は、企業年金については、上記の善管注意義務・忠実義務に基づく対応を行うことにより履行される義務である。

改正案の内容

項目	現行	ガイドラインの改正内容(案)
3-(5) 運用の委託	②運用受託機関の管理 運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行った活動（議決権行使を含む）の実績について報告を受けることが望ましい。	【追加】 以下文言を追加 また、当該活動について、複数の企業年金が協働してモニタリングする取組に参画することも考えられる。
	③ 運用実績の評価及び掛金の払込割合の変更等	③ 運用実績の評価と見直し【項目名変更】 【追加】 以下項目を新規追加 (運用評価と見直し) 総幹事会社を含む運用受託機関の運用実績については、定期的に評価することが望ましい。また、当該評価を踏まえて必要な場合には、理事会等基金内部での意思決定手続や、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って、運用受託機関の見直し(掛金の払込割合の変更や信託資産又は保険資産若しくは共済資産の移受管)を行うことが望ましい。
3-(9) 自己研鑽	(9)自己研鑽 年金運用責任者は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解及び資産運用環境の把握に努めなければならない。	(9)専門性の確保・向上【項目名変更、文言追加・修正】 - 事業主等は、管理運用業務を適正に執行する観点から、適切な資質を持った人材(例えば、年金資産運用に関する実務経験を概ね3年以上有している人材、関連する資格や企業年金連合会等が実施する研修受講歴を有している人材等)を計画的に登用・配置・育成することが望ましい。 - 年金運用責任者は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解、資産運用環境の把握及び専門性の向上(例えば、研修の受講)に努めなければならない。
6-(3) 加入者等への業務概況周知	(加入者への周知) また、加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準等について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる。	【追加】 以下文言を追加 加えて、加入者の利益に資するよう、加入者への周知事項や他の関連事項(例えば、専門人材の活用に係る取組状況)を、ホームページ等で一般的に閲覧できる状況にすることも考えられる。

改正案の内容

項目	現行	ガイドラインの改正内容(案)
6-(6) アセットオーナー ・プリンシプル	(現行記載なし)	【新規項目追加】 - 事業主等が、加入者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、それぞれのステークホルダーあるいは対外的に示すことで理解や対話、協働につなげ、運用力の向上を図っていく観点から、企業年金を含むアセットオーナーに求められる共通の原則を定めるアセットオーナー・プリンシプルの受入れを検討することが望ましい。 - なお、当該プリンシプルは法令と異なり、法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではない。当該プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならないわけではなく、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法が採用されている(原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定されている。) - また、当該プリンシプルに基づくアセットオーナーの活動については、運用状況についての情報提供を通じたステークホルダーとの対話も踏まえつつ、各アセットオーナーにおいて適切な手続きに基づく意思決定の下、必要に応じて見直しが図られていくことが期待されている。

以 上

発行元：三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。